

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 1 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500526号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500219号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年1月1日から同年5月1日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録がないが、給与明細書を所持している。請求期間の給与から厚生年金保険料を控除されているので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社で請求期間に被保険者記録のある同僚の陳述から、請求者は、期間の特定はできないものの、請求期間当時、当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に亡くなっている上、B社は、当時の資料を保管していないため、請求者の勤務実態及び請求どおりの届出を行ったか不明であると回答している。

また、請求者から提出された請求期間のものであるとする給与明細書により当該給与からの厚生年金保険料の控除が確認できるものの、当該給与明細書に記載された報酬額に基づき、請求期間当時の法定料率を用いて試算した厚生年金保険料額は、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額欄に記載された控除額と相違している。

さらに、上記の給与明細書には事業所名及び支給年の記載がない上、A社の請求期間当時の役員は、「当社の給与明細書は、創業時より昭和50年代まで手書きのガリ版刷りの様式を使用しており、請求者から提出された給与明細書は当社の様式とは違う。」として、昭和50年11月の「計算書」(給与明細書)を提出しているところ、当該「計算書」は、請求者から提出された給与明細書とは様式が異なっていることが確認できる。

加えて、A社で請求期間に被保険者記録のある複数の同僚に照会したものの、請求期間当時の給与明細書を所持している者はなく、当時の給与明細書の様式を記憶している者もないことから、請求者の提出した給与明細書が請求期間の給与明細書であると確認することができない。

また、上記の複数の同僚から、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られない。

さらに、上記の複数の同僚から、A社では入社後数か月の試用期間を設けていた旨の回答が得られたところ、そのうちの一人は、自分も試用期間経過後に社会保険に加入したと陳述しており、雇用保険の被保険者資格取得日の1か月から4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が複数確認できることから、当該事業所では、請求期間当時、従業員の厚生年金保険の加入手続を、必ずしも一律に行っていなかったことがうかがえる上、請求期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には請求者の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。